

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第7号

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案		
第1条～第2条（略）			第1条～第2条（略）		
（経営の基本）			（経営の基本）		
第3条（略）			第3条（略）		
2（略）			2（略）		
3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。			3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。		
	種別			種別	
	公共下水道	個別排水処理		公共下水道	個別排水処理
排水区域	1,887.1ヘクタール		排水区域	1,887.1ヘクタール	
排水人口	6万7,800人	1,676人	排水人口	6万6,800人	1,652人
1日最大処理	4万7,500立方メートル		1日最大処理	4万7,500立方メートル	

現行			改正案		
能力	ル		能力	ル	
第4条・第5条 (略)			第4条～第5条 (略)		
(議会の同意又は議決を要する賠償責任)			(議会の同意又は議決を要する賠償責任)		
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定に基づき、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。			第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定に基づき、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。		
2 (略)			2 (略)		
第7条 (略)			第7条 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。